

第7条（返済義務）

乙が甲に紹介した常勤医師が入職後、医師本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、乙は第3条－①に定めた金額を次の基準で甲に返還するものとする。

入職後1ヶ月未満の場合	100%
入職後2ヶ月未満の場合	50%